

司会

続いて労働者協同組合法人の設立方法などについて、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、労協法業務室、富澤一樹さんよりご説明頂きます。富澤さんよろしくお願ひ致します。

「労働者協同組合法人設立の方法」

富澤一樹 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 法施行準備室

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団の富澤と申します。本日はお時間を 20 分程頂戴しまして、労働者協同組合を實際設立する為にはどのような流れになるか、というところを出来るだけ具体的にお伝えをしていきますのでよろしくお願ひします。

お手持ちの資料ですと、29 ページからになります。20 分という時間ですと大分早口になってしまいますが、この学習会は後ほどホームページ用でも動画をご覧頂けると聞いていますので、慌ててメモをとったりして下さらなくても大丈夫です。では画面を共有させていただきます。

スライドの二番、新規設立の流れというところ。設立の流れをいくつか区切りますと一番に発起人を三人以上集める。二番に必要な署名、定款などを作成後、それから創立総会の公告といったような手順に分けられます。厚生労働省のホームページでも、ここにあるような八つの工程に分かれておりまして、ここに肉付けをしながらお伝えしていきたいと思ひます。設立にはどのくらいの期間がかかるのですかと聞かれることも多いのですが、画面上に 2 週間以上とか 2 週間以内と書かれているところにも注意が必要ですが、最短では一ヶ月程で設立は可能であるという事が言えます。しかし、例えば設立の登記の段階で、法務局で定款をチェックしていただいた時に、ちょっとここは修正しなくてははいけません等と言われてしまったりと、思ひがけず時間がかかってしまう事も十分に考えられますから、特別な事情が無ければ十分に余裕を持って設立に臨んで欲しいところではあります。

では八つの工程のうち一番目、発起人を三人以上集めるというところ。組合を設立するには三人以上の者が発起人となることを要します。その後で、理事は三人以上、監事は一人以上とある。三人なのか四人なのかと迷ってしまひそうですが、これは下の部分に記載がある通り、組合員が三名である場合には、組合員ではない外部監事の方が一人必要になるということになります。人数の要件は他にもございまして、冒頭で小川の方から説明がございしましたが、五分の四要件、四分の三要件、過半数要件。私共はこれを三つのルールなんていう風に呼んでいるのですが、この三つの要件を満たすことができないと、例え組合員が三人以上居

でも設立の要件を満たす事が出来ないという事で、よく確認する必要があります。この三つの要件を組合員が三人、外部監事の方が一人という最少設立人数の組合で見るとどうなるのかという所をちょっと見ていきます。五分の四要件という所を見ると、四人とも行う仕事は違えども、何らかの形で組合の事業に従事をしているという事が言えます。ただし監事の方は非組合員、組合員でない方という事なので非組合員はここでは分母にも分子にも含めない、三分の三、100%、だからOK、という様になる寸法ですね。四分の三要件というのはもっと簡単で、四人のうち三人が組合員となりますから、四分の三以上を満たしているので、この要件を満たしているという事が分かります。過半数要件という所ですが、代表理事の方はここでは使用者という立場になりますから、労働契約は当然締結をすることはありません。監事の方は非組合員となりますから、分母にも分子にも含めない。そうすると三人のうち理事の二人が労働契約を締結することになる。三分の二なので過半数を満たしているということになります。三人から設立をすることができると法で明記されているのは、この最少設立人数でいわゆるこの三つのルールを満たすことができるから、ということなんですね。現在設立をお考えの方はこういった表で、今考えているような体制で設立要件を満たせるのかなという所を確認していただくと良いと思います。

二番目に必要書面作成。最初の一番で集まった人たちで、定款や事業計画書、収支予算を作成します。定款の作成はとりわけどう書けばよいのか、お手本はないのか、といった問い合わせが非常に多かった部分ですが、全て解説をするとこの時間では足りませんので、重要な所だけ。定款にはこの項目が無いと定款そのものが無効になってしまう、絶対的記載事項と呼ばれるものがあります。労協の場合には法律の29条で15項目が定められています。そしてモデル定款について、今現在、都道府県によってはこのモデル定款をホームページ上に載せてくれている県もありまして、現在は大阪府、岡山県、徳島県で確認ができます。このモデル定款は定款を作る際に非常に強い味方になってくれるとは思いますが、定款というと会社の憲法に例えられるような最高規範ですので、これを単にまねするという事は避けて組合の実情に則したものを作成して欲しいと思います。それから、定款でこれも問い合わせが多かった部分です。公証人役場で定款認証を経てということが一般の株式会社等ではあるのですが、労働者協同組合もこれが必要ですか、必要だとしたら手数料はどのくらいですか、というところですが、労働者協同組合の場合には公証人役場での定款認証という過程そのものが存在しないので認証手数料も存在しないことになります。これは設立に向けて有利な所と言えるのですが、ただ定款認証がないというのは良いことばかりではなくて、いざ設立登記という段階で法務局に定款をご覧いただくまで、定款の外部機関でのチェックというものが無いんですね。そうすると、いよいよというところでさっき言った通り、ちょっとこの定款直して頂かないといけませんよ、なんて言われてしまうといったようなことも考えられます。手数料が発生しない代わりに、定款に記載すべき事項に漏れがないか等々、自分達でよくよく確認する必要があります。定款については、絶対的記載事項

が15項目あると、それからモデル定款が今、複数の県で見られること、認証手数料が発生しないこと、この三点について押さえて頂ければと思います。そして定款の他には事業計画や収支予算といったものがありますが、これは自分達で作成をする組合もあれば、インターネット上などで適切なテンプレートを探して作るという組合もあるようです。予算については特に書式は決まっていなくても、当該の年度だけではなくて、事業が軌道に乗るまでの間について作成をするべきだと思っています。労働者協同組合は組合員が出資をして自分たちで働くという組合であるんですけども、つまり資金調達と言えば基本的には組合員からの出資金が頼みですから、事業が軌道に乗るまでの初期投資としていくぐらい集めなくては行けないか、そのためには出資金を一口いくぐらいに設定したらよいか、組合員の皆はいくぐらいまで許容できるか、といったような視点がとても大切になります。実際に組合を作りたいのだけ出資金は一口いくぐらいに設定したらよいですか、という問い合わせ、とても多く受けました。それから役員の方というところですね。この創立総会の前の段階では必ずしも役員、理事、監事を決めていなくてもよいんですが、ここで、案について固めてしまうと創立総会もスムーズに運ぶことができると思います。こういった必要書類を作成しましたら、創立総会なんですけれども、創立総会の前に公告といって、創立総会を行いますということを広く周知しなくては行けません。これも詳しい方からは、公告に当たっては官報を申し込むことが必要ですか、と聞かれることが多いのですが、このスライドの一番下の部分ですね。組合は公告報告をして当該事務所の店頭に掲示する広報の他、官報、日刊新聞紙といった手段がある、ということですから、既に事務所が決まっていればその店頭で張り紙をするという形で公告が可能なんです。で、この公告を終えたら、いよいよ創立総会になります。創立総会ではここに有ります通り定款の承認、事業計画、収支予算の議決、役員選挙といったことを行います。肝心の議決については半数以上の出席とその議決権の三分の二以上で決すということになります。ここでこのスライドからは読み取れないんですけども、注意事項が一つありまして、代表理事はこの創立総会で選出するわけではないということです。創立総会で選出するのは理事、監事といった役員であって、その後に行う第一回目の理事会で理事の中から代表理事を選任するという流れになります。第一回目の理事会を創立総会と同じ日に行う事は差し支えなくて、代表理事が不在のまま日数が経過してしまうということは望ましくないで、多くの組合で創立総会と同じ日に第一回目の理事会も行ってしまっ、代表理事を選任してしまうという事がほとんどではないかと思われます。そして議事録の作成なんです、創立総会も理事会も法律でこの議事録を作成しなくてはならない、ということが求められていて、どんな内容を記載するかも法律の施行規則の中で明記されています。ここは登記の段階でもう一度触れたいと思います。そして創立総会の後で、発起人として法人の設立に向けて事務を執り行ってきた人たちは、総会で選出された理事に事務を引き継ぎます。労協の場合は組合員になろうとする三人以上の者が委員となる、とありますから、ほとんどの場合発起人の方がそのまま理事になるものと思います。

この後、組合員に第一回目の出資金の払込みをしてもらうのですが、出資金の払込みをする、させるといったところはちょっと中々ピンとこないところでもありますので、払込みに関する質問も多く受けました。確かにこの段階では組合の通帳を作ろうとしても作れないですから、出資の引き受けに通帳を使いたいという時には、誰のどこの通帳を使えばよいかといった疑問が出て来ると思います。実務上は代表発起人の方が通帳を用意する、あるいは使用していない通帳があれば、そこに一旦は預け入れるという形でも可能です。通帳よりも重要なのは、今スライドに出ております出資引受証と出資払込領収証の控えというものでして、創立総会の後でおのおのの組合員が出資引受証を記入して、それを受けて代表理事が隣の出資払込領収証を記載して組合員に渡す、そして控えは手元に残しておく、というやり取りが生じます。これがなぜ重要かという、この後にお伝えする設立登記の段階でこの出資引受証と出資払込領収証の控えが必要になるからですね。そして創立総会の出資払込が終わりましたら法務局での設立の登記になります。冒頭にもあります通り、組合は登記をすることによって成立するとありますので、非常に重要な過程になります。いつまでにすればよいかという、これは出資の払込が終了した日から2週間以内とされています。

では何が必要になるか、というのがこちらのスライドです。まず一番に設立登記申請書と別紙、申しわけございません、お手元の資料では、別紙（記載すべき事項）となっているかと思いますが、こちら申し訳ありません、正しくは（登記すべき事項）です。申し訳ございません。そして添付書類としまして、定款や創立総会理事会の議事録と、さっき触れた出資引受証、出資払込領収証の控え、それから役員の就任承諾書といわれるもの、こういったものが必要になります。添付書類の定款や議事録と言ったところは今まで触れた所ですが、肝心の登記申請書と別紙、これは法務局のホームページからよく似たものは見ることができるのですが、法務局によっても異なると思いますが、労働者協同組合固有の設立登記申請書というものはまだなくて、労協と登記すべき事項がよく似ている事業協同組合という法人格の登記申請書を流用して作るように、と助言をもらうことが多いようです。この事業協同組合の設立登記申請書は法務局のホームページからダウンロードすることができまして、先程、添付書類で見た中で、触れることが無かった6番の役員の就任承諾書、こちらも設立登記申請書の中に含まれています。それから順番が前後してしまいましたが、この設立登記申請書に法人印が必要になりますので、この段階では少なくとも法人印を用意しておくということが必要です。

このスライドはさっきの登記すべき事項を示したもので、スライドの、「ア」から、「ケ」までの内容になります。その隣は実際の労働者協同組合の登記事項証明書として、例えば名称、主たる事務所、目的、といった具合に登記すべき事項がそのまま反映されているということがここで分かります。この別紙に書く情報はとりわけ注意が必要という事が言えます。最後

にこれは労協に限ってではありませんが、法務局で設立登記と同時に、この印鑑登録証の提出を求められます。法人の印鑑をこれが会社の実印ですよ、という風に登録するのですが、ここで法人印とそれから代表者印その印鑑証明が必要になります。この後、登記の申請に修正があるかないかとかにもよってきますが、おおむね一週間ぐらいで登記が完了して先程ご覧いただいた登記事項証明書が取得できるようになります。

それから設立登記にかかるところでは登録免許税の問い合わせも多かったです。今右下にある、こちらは厚生労働省の「知りたい労働者協同組合法」というホームページからの画面コピーなんですけど、ここに登録免許税、労協の場合は設立登記等については非課税であるということが明記されています。ちなみに設立登記等とあるので役員の変更等とか、あとは支店変更、追加といったところも登記は非課税になるんですね。例えば一般社団法人等ですと役員の変更登記で一万円、それから支店の追加等で一件三万円がかかりますから、この変更登記等が非課税であるということ、意外に大きなメリットだと思います。設立までの費用はどのくらいかということも聞かれるのですが、口頭で定款の認証にかかる、というか認証そのものがなくて手数料も発生しないという事について触れました。それからこの登録免許税も非課税であるという所ですので、設立にかかる費用としては印鑑の費用とか登記簿の取得手数料、法務局まで行き来する交通費といった実費相当額と見てよいのではないかといい風にお答えしています。法務局での登記が済むと、もう一息です。行政庁、労協の場合には都道府県になりますが、この都道府県に対して成立後 2 週間以内に届け出を行わなくてはなりません。埼玉県の場合には、本日もお越しいただいています産業労働部多様な働き方推進課になります。届け出には、登記事項証明書・定款・役員名簿といったものが必要になって、様式第一というものに添えて、という事ですが、様式はどこにあるのかというと、こちらは画面の左下に書きましたが厚生労働省のホームページから必要な様式をダウンロードすることができます。厚生労働省のホームページに必要な書類は一通り揃っているのですが、埼玉県のホームページにおいても、こういう時はこの書類といった具合に分かりやすくまとめられていますのでこちらも是非ご活用ください。法務局でも登記が済んだ時に、この都道府県への届け出をすっかり忘れてしまうというケースが全国で結構散見されるようなので御注意いただければと思います。

最後に、これは労協ではない法人格でも同じことですが、法人の設立後、例えば県税事務所や市区町村それから税務署といったところに法人設立、設置の届出書を出したり、あと税務署ですと恐らく青色申告の承認申請なども必要になりますね。あとは、労働基準監督署に成立届を、といった具合に提出書類が多くあります。このスライドはもしも埼玉県坂戸市で設立をしたら、ということで考えて作ったものでして、これがチェック表にはなり得ないんですが、参考の資料としてお使いいただけるかと思います。

最後になりますが、どの法人格が有利でしょうか、という事を非常に多く聞かれるのですが、こればかりは業種、規模などいろいろな要因によって異なりますから答えは難しいところですが、ただ、設立にかかる期間・費用・人数が少なくて設立が非常にしやすいという面で労協はとて優れているのではないかと感じます。この特徴を生かしてですね、埼玉県内の困ったなという声に対して迅速に対応できるように、この組合の設立が増えていってくれたら、そこまでいなくても労協という法人格に興味を持ってくださる方が増えたら大変うれしく思います。本日は個別相談会の場があると伺っていますので、ちょっと聞き逃した、もう少し詳しく知りたいと思っていただける方が居たら、お気軽にお声がけをいただければと思います。最後まで、聞いてくださりましてありがとうございました。以上です。